

国会に憲法改正の早期実現を求める意見書

日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、今日に至るまでの約 70 年間、一度の改正も行われていない。

しかしながら、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的な変化を遂げている。

中でも、我が国を取り巻く東アジア情勢は、一刻の猶予も許されない事態に直面している。さらに、家族や環境などの諸問題や大規模災害等への対応も時代の変化とともに要請されている。

このような状況の変化を受け、さまざまな憲法改正案が各政党、各報道機関、民間団体等から提唱されている。国会でも、平成 19 年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至った。

よって、国におかれては、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため、憲法審査会において憲法改正案を早期に策定し、国民がみずから判断する国民投票を実現するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 浜 田 英 宏

衆議院議長 }
参議院議長 } 様